お知らせ pickup

## 10/1 B型肝炎予防接種が「定期接種」に変わります

10 月 1 日から「B 型肝炎ワクチン」が定期接種（予防接種法に基づく接種・公費助成対象）になります。

定期接種を受けるためには、「母子健康手帳」と「予防接種予診票」が必要です。

対象者には個別に通知しますので、ご確認ください。

●**対象者**／平成 28 年 4 月 1 日以降生まれのお子さん
※母子感染予防のためワクチン投与済みのお子さんは対象外
●**接種期間**／生後 2 か月から 1 歳になる前まで
※ 3 回の接種を終了してください
●**標準的な接種回数と間隔**
**1 回目：**生後 2 か月以降
**2 回目：**1 回目の接種から 27 日以上の間隔をあける
**3 回目：**1 回目の接種から 139 日以上の間隔をあける
●**自己負担額**／無料
●**問い合せ先**／健康増進課健康予防係
tel：21-1212

お知らせ pickup

## 9/21・30 秋の交通安全「市民総ぐるみ運動」を実施

日没時間が早まると、夕暮れ時と交通量が多い時間帯が重なり、交通事故にあう危険性が高まります。安全な社会を目指して、一人ひとりが交通安全を心がけましょう。

●**運動期間**／9 月 21 日（水）～ 30 日（金）
●**運動の基本**／「子供と高齢者の交通事故防止」
●**運動の重点**／
①夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止（特に、反射材用品等の着用の推進及び自転車前照灯の点灯の徹底）
②後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
③飲酒運転の根絶

●**主な取り組み**／
**〔出動式〕 9 月 21 日（水）**
午前 6 時 40 分～ 大島汽船発着所前
午前 6 時 50 分～ ホーマック気仙沼南店駐車場
午前 7 時～ 唐桑小学校入口・本吉総合支所前
**〔マリン・ロード・リング作戦〕9 月21日（水）午前7時20分**
神山橋から中谷地交差点までの区間で、関係機関や団体が、運転者などに安全運転を呼びかけます。
●**問い合わせ先**／市危機管理課交通防犯係
tel：22-6600 内線 263

vol. 3

## 9 月 21 日は「世界アルツハイマーデー」

●**問い合わせ先**／
市地域包括支援センター
tel：22-6600 内線 418・419

アルツハイマー型認知症は、認知症の中でも世界的に最も多い神経変性疾患です。病気の意識が薄いままゆっくり進行し「物忘れや」「事実と異なることを話す」などの症状が現れます。

### 認知症サポーターになりませんか？

認知症をよく理解し、認知症患者と家族を見守るため、市では「認知症サポーター養成講座」を実施しています。

5 人程度の人数から実施可能で、約 1 時間の講座受講後にはサポーターの証「オレンジリング」をお渡しします。受講を希望される方は、市地域包括支援センターまで気軽にお問い合わせください。

認知症サポーターの証「オレンジリング」をお渡しします



お知らせ pickup

～ 申請期間は 12 月 28 日まで ～

# 「臨時福祉給付金」・「障害・遺族年金受給者向け給付金」が支給されます

消費税引き上げの影響緩和や、国が進める「一億総活躍社会」の実現に向け、2 つの給付金が支給されます。対象と思われる方には申請書類を送付いたしますので、12 月 28 日までに申請してください。

## 臨時福祉給付金

平成 26 年 4 月の「消費税引き上げ」の影響を緩和するため、昨年度に引き続き、臨時福祉給付金が支給されます。

1 人につき（1 回限り） **3 千円**

### 支給対象者

- 平成 28 年度市民税（均等割）が課税されている → はい → 給付金の受給対象にはなりません
- いいえ → 平成 28 年度市民税課税対象者の扶養親族になっている → はい → 給付金の受給対象にはなりません
- いいえ → 平成 28 年 1 月 1 日時点で生活保護費を受けている → はい → 給付金の受給対象にはなりません
- いいえ → **臨時福祉給付金の受給対象者となる可能性があります**

## 障害・遺族年金受給者向け給付金

「一億総活躍社会」実現に向け、賃金引き上げの恩恵を受けにくい低所得の障害・遺族年金受給者を支援するため、給付金が支給されます。

1 人につき（1 回限り） **3 万円**

### 支給対象者

- 左記の臨時福祉給付金受給対象者に該当する → いいえ → 給付金の受給対象にはなりません
- はい → 平成 28 年 5 月分の障害・遺族基礎年金（※1）を受給した → いいえ → 給付金の受給対象にはなりません
- はい → 年金生活者等支援臨時給付金（高齢者向け・3 万円）を受給した → はい → 給付金の受給対象にはなりません
- いいえ → **障害・遺族年金受給者向け給付金の受給対象者となる可能性があります**

※1 **対象となる年金の種別**／ ●改正後の障害基礎年金 ●改正前の障害年金のうち障害等級 1・2 級（旧船員保険法の職務上の障害については 1~5 級） ●改正後の遺族基礎年金

※ 申請は、市社会福祉課（市ワン・テン庁舎 2 階）のほか、市保健福祉センター「燦さん館」・本吉総合支所保健福祉課（総合支所 2 階）でも受け付けます。
※ 2 つの給付金のいずれにも該当する方は、両方を受給できます。ただし、両方とも申請が必要です。
※ 給付金を装った「振り込め詐欺」や個人情報の搾取にご注意ください。

**【問い合わせ先】**
●**給付金に関するお問い合わせ** 市社会福祉課社会福祉係 tel：22-6600 内線 431
●**市民税に関するお問い合わせ** 市税務課市民税係 tel：22-6600 内線 243